参考様式第5－1号

8川農第371号
令和8年11月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長　藤原　一二

市町村名 （市町村コード）	川俣町 （　　07308　　）
地域名 （地域内農業集落名）	鶴沢地区 （ 川端、油田、上久保、東洞、南洞、北洞）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月9日 （第3回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地区は中央に国道が横断しているためアクセスが良く、基盤整備事業により区画整形された農地が存在する地区である。東部と西部に分かれており、西部の農地については整形地の水田が多く、水稲の作付が行われている。一方で、東部は山間部の農地が多く、農業者も西部に比べ少ない状況である。どちらも担い手が不足しているため、現在の農業者が耕作できなくなった場合、遊休農地となってしまう可能性が懸念される。特に山間部の農地については、不整形地で有害鳥獣（イノシシ）の被害も顕著である。

【地域の基礎的データ】
認定農業者:4名（うち50歳以下0名）、認定新規就農者:1名、中山間地域等直接支払制度集落協定:1協定、多面的機能保全組合:1組織
主な作物:水稲

（2） 地域における農業の将来の在り方

後継者不足などによる担い手の確保が大きな課題であるため、新たな担い手を育成する為にも受け皿となる地元農業者の組合や団体を組織する必要がある。また、現在の主要作物は水稲であるが、今後は新規作物の試験栽培を行い、遊休地の解消及び収益増加に繋げていく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		110 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	110 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－ ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（Q25:S25

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区以外の担い手も参入しているため、地権者及び担い手の意向を確認しながら集積及び集団化を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今までの貸借は相対の利用権設定が基本であったが、今後の貸借については農地中間管理事業の活用を原則とし、地権者の理解・同意を得ながら担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
排水不良等が発生する場合は、国や県の補助金等を活用し、基盤整備事業を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
福島県農業経営・就農支援センター、福島県県北農林事務所、ふくしま未来農業協同組合、町農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ農業支援サービス事業者への委託予定はないが、今後担い手が高齢化で離農していくことを想定し、検討していく必要がある。
(6)遊休農地の解消に向けた取組方針
新たな遊休農地の発生を防止するため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、既に遊休農地となっている農地については国及び県の遊休農地解消に係る各種事業や町の耕作放棄地解消農地整備支援事業等の活用により解消に取り組み、新たな担い手への貸付を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣(サル、イノシシ)の被害が増加しているため、有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵の導入、有害鳥獣駆除ハンターの後継者確保と育成を行う。
⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理活動を続けていく。
⑩地区の農業者で組合・団体等を組織化し、新たな担い手・後継者のサポート体制を構築する。
⑩地区の基幹作物である水稲の他に、新規作物の実証栽培を行う。